

第 5 8 号 サフランの認証基準

平成 2 9 年 3 月 2 9 日 制定

第 1 適用の範囲

この基準は、山梨県内に住所または主たる事務所が存在する食品製造業者が、県内に所在する製造所で製造した「サフラン」に適用する。

第 2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
サフラン	サフランの花から雌しべを抜き取り乾燥させたものをいう。 なお、形状は、ホール若しくは粉末状であること。

第 3 品質及び品質表示

1 サフランの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区 分		基 準	
品 質	原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 1 サフラン 山梨県内で生産されたものであること。
		食品添加物	使用していないこと。
	性 状	1 固有の香味が良好であること。 2 外観及び色沢が良好であること。	
	品 質 規 格	使用するサフランについて、次に掲げる成分の値及び含水率が、ISO3632(国際標準化機構)において規定される Category I～IIIのいずれかに適合するものであること。 1 クロシン(着色力) 2 ピクロクロシン(風味) 3 サフラナル(香り)	
	異 物	異物が混入していないこと。	
	容器又は包装の状態	清潔で適正な資材を用いて包装されていること。	
表 示	一括表示事項	食品表示基準(平成二十七年三月二十日内閣府令第十号)に基づき、容器又は包装の見やすい場所に表示されていること。	
	表示の方法		
	表示禁止事項		
	特別表示事項及びその表示方法	1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「サフラン」と表示することができる。 2 製品には「山梨県産サフラン使用」等と表示することができる。	

第 4 製造施設等

製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。

第 5 品質管理

1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理をおこなうこと。

2 食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のための適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づきおこなうものとする。

第7 技術指導

認証を受けた製造事業者は、国、県関係機関が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるように努めること。

なお、製品検査で実施する検査項目は、保健所の指導を受けること。